

宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準 新旧対照表

改正後	改正前
I 通則 3 監督処分の方法 3-1 地域を限定した業務停止処分 法第65条第2項又は同条第4項の規定による業務停止処分をしようとする場合において、当該違反行為が一の事務所のみに于行われたものであり、当該違反行為があった時点において、当該宅地建物取引業者の役員（法第5条第1項第2号に規定する役員をいう。）が、当該違反行為の存在を知らず、かつ、知らなかったことについてその責めに帰すべき理由がないことが明らかであるときは、当該違反行為により関係者に重大な損害が発生し、又は発生するおそれが大であるとき、当該違反行為による社会的影響が大であるときその他地域を限定して業務停止処分をすることが不適切と認められる事情があるときを除き、以下の業務のみの停止を命ずることができる。 ① 当該違反行為を行った事務所の業務 ② 山口県の区域内における当該宅地建物取引業者の業務 ③ 山口県内に存する宅地（法第2条第1号の宅地をいう。）及び建物（同条第2号における建物をいう。）に係る業務	I 通則 3 監督処分の方法 3-1 地域を限定した業務停止処分 法第65条第2項又は同条第4項の規定による業務停止処分をしようとする場合において、当該違反行為が一の事務所のみに于行われたものであり、当該違反行為があった時点において、当該宅地建物取引業者の役員（法第5条第1項第2号に規定する役員をいう。）が、当該違反行為の存在を知らず、かつ、知らなかったことについてその責めに帰すべき理由がないことが明らかであるときは、当該違反行為により関係者に重大な損害が発生し、又は発生するおそれが大であるとき、当該違反行為による社会的影響が大であるときその他地域を限定して業務停止処分をすることが不適切と認められる事情があるときを除き、以下の業務のみの停止を命ずることができる。 ① 当該違反行為を行った事務所の業務 ② 山口県の区域内における当該宅地建物取引業者の業務 ③ 山口県内に存する宅地（法第2条第1号の宅地をいう。）及び（同条第2号の建物をいう。）に係る業務

(別表) 法 6 5 条第 2 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に規定する違反行為に対する標準の業務停止期間 (Ⅱ 1 (1) 関係)

改正後			改正前		
違反行為の概要		業務停止期間の日数	違反行為の概要		業務停止期間の日数
2 3 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1 1</u> 第 1 号イの規定に違反して、	1 5 日	2 3 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1 2</u> 第 1 号イの規定に違反して、	1 5 日
2 4 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1 1</u> 第 1 号ロの規定に違反して、	1 5 日	2 4 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1 2</u> 第 1 号ロの規定に違反して、	1 5 日
2 5 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告	法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1</u> 第 1 号ハの規定に違反して、	7 日	2 5 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告	法第 4 7 条の 2 第 3 項及び規則第 1 6 条の <u>1 2</u> 第 1 号ハの規定に違反して、	7 日

げずに勧誘			げずに勧誘		
26 相手方等 が契約を締結 しない旨等の 意思表示をし た場合の再勧 誘	(1) 法第47条 の2第3項及び 規則第16条の <u>11</u> 第1号ニの 規定に違反して、	15日	26 相手方等 が契約を締結 しない旨等の 意思表示をし た場合の再勧 誘	(1) 法第47条 の2第3項及び 規則第16条の <u>12</u> 第1号ニの 規定に違反して、	15日
27 迷惑を覚 えさせるよう な時間の電話 又は訪問によ る勧誘	1) 法第47条の 2第3項及び規 則第16条の <u>1</u> <u>1</u> 第1号ホの規 定に違反して、	15日	27 迷惑を覚 えさせるよう な時間の電話 又は訪問によ る勧誘	1) 法第47条の 2第3項及び規 則第16条の <u>1</u> <u>2</u> 第1号ホの規 定に違反して、	15日
28 私生活又 は業務の平穩 を害する方法 による契約締 結の勧誘	(1) 法第47条 の2第3項及び 規則第16条の <u>11</u> 第1号への 規定に違反して、	15日	28 私生活又 は業務の平穩 を害する方法 による契約締 結の勧誘	(1) 法第47条 の2第3項及び 規則第16条の <u>12</u> 第1号への 規定に違反して、	15日
29 契約申込 みの撤回時に おける預り金 の返還拒否	法第47条の 2第3項及び規 則第16条の <u>1</u> <u>1</u> 第2号の規定 に違反して、	15日	29 契約申込 みの撤回時に おける預り金 の返還拒否	法第47条の 2第3項及び規 則第16条の <u>1</u> <u>2</u> 第2号の規定 に違反して、	15日
30 正当な理	法第47条の	30日	30 正当な理	法第47条の	30日

由のない契約 解除の拒否等	2 第 3 項 及び 規 則 第 1 6 条 の <u>1</u> <u>1</u> 第 3 号 の 規 定 に 違 反 し て、		由のない契約 解除の拒否等	2 第 3 項 及び 規 則 第 1 6 条 の <u>1</u> <u>2</u> 第 3 号 の 規 定 に 違 反 し て、	